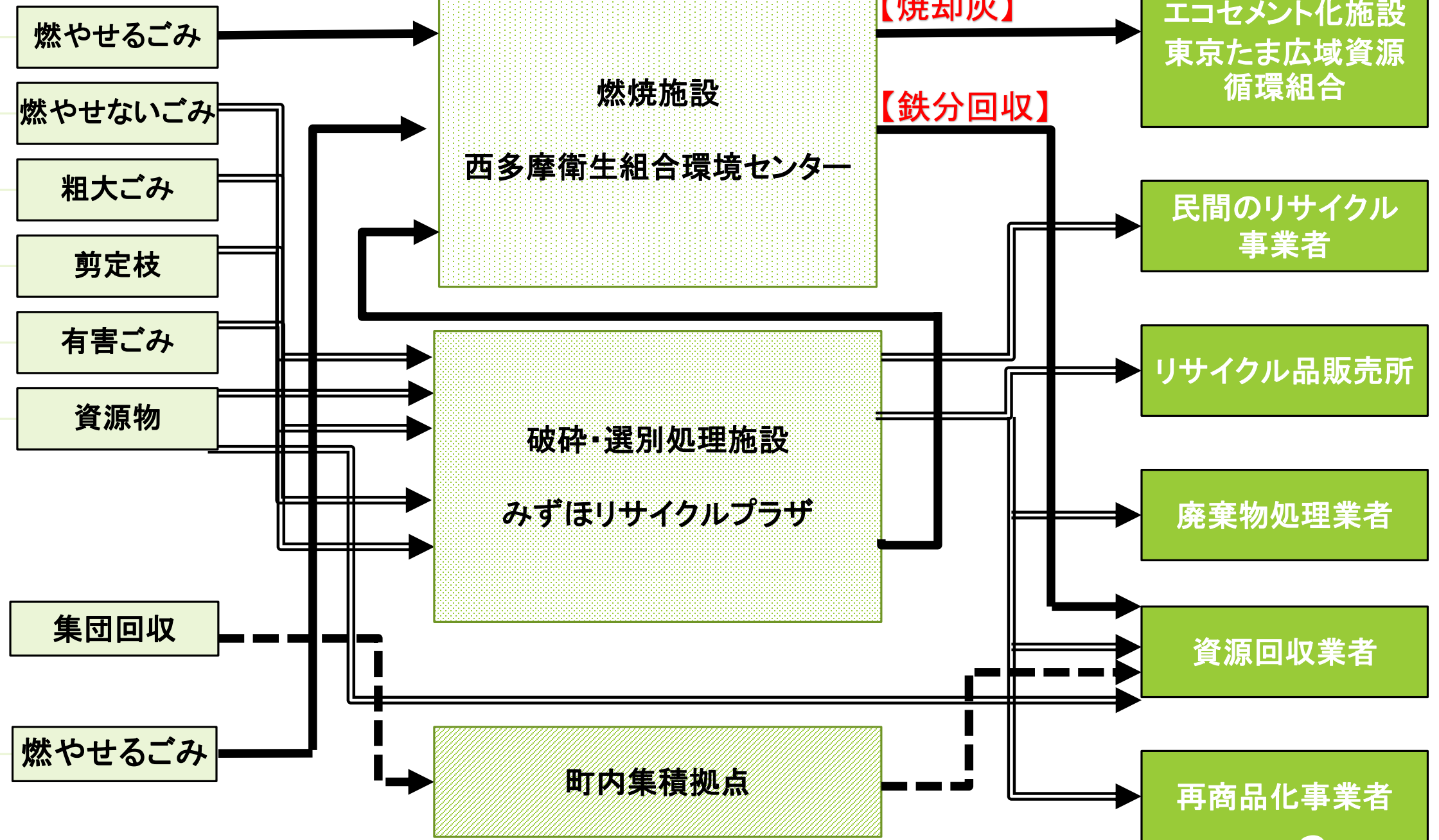


はじめに

瑞穂町のごみ処理方法について

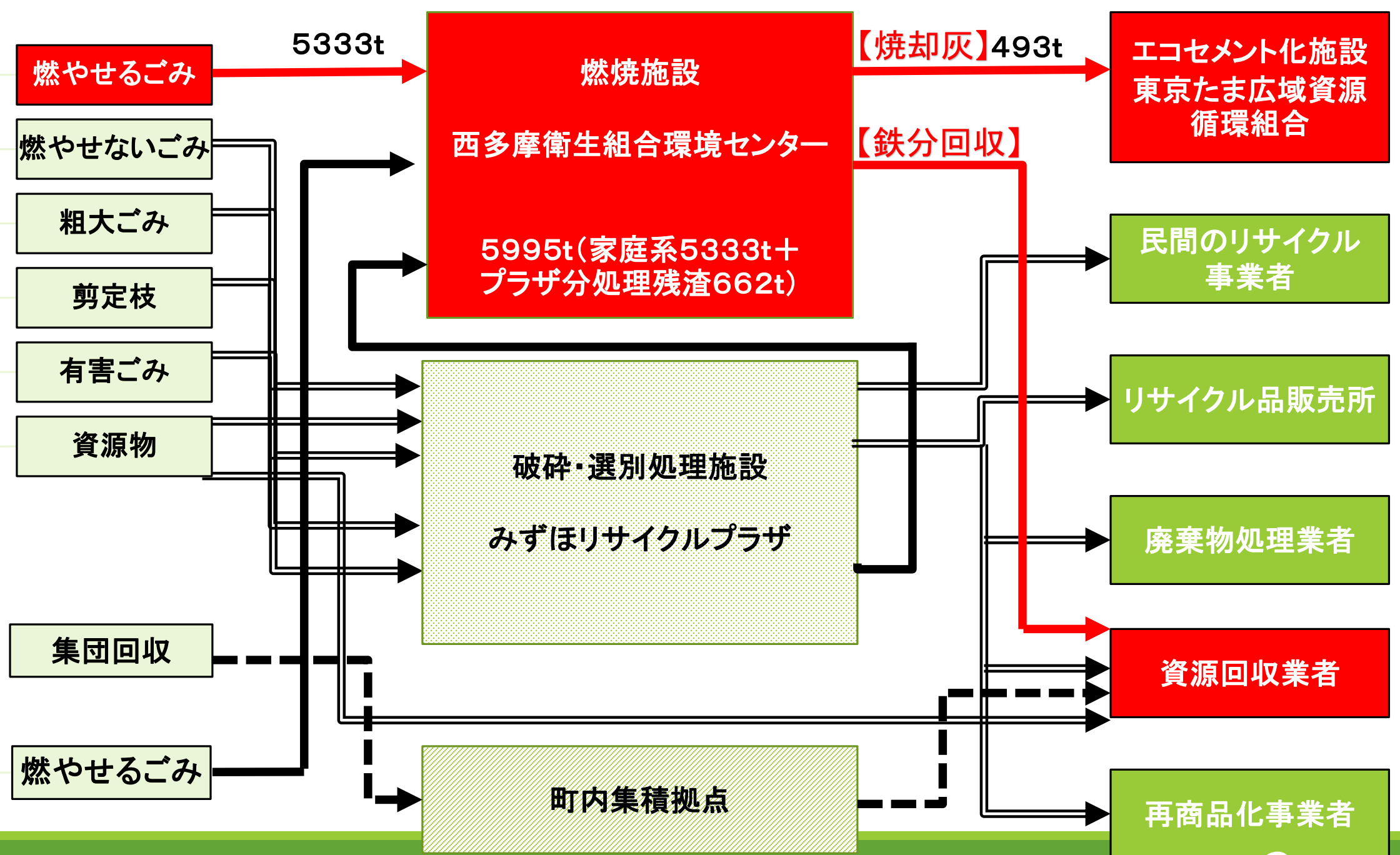
家庭系ごみ

事業系ごみ



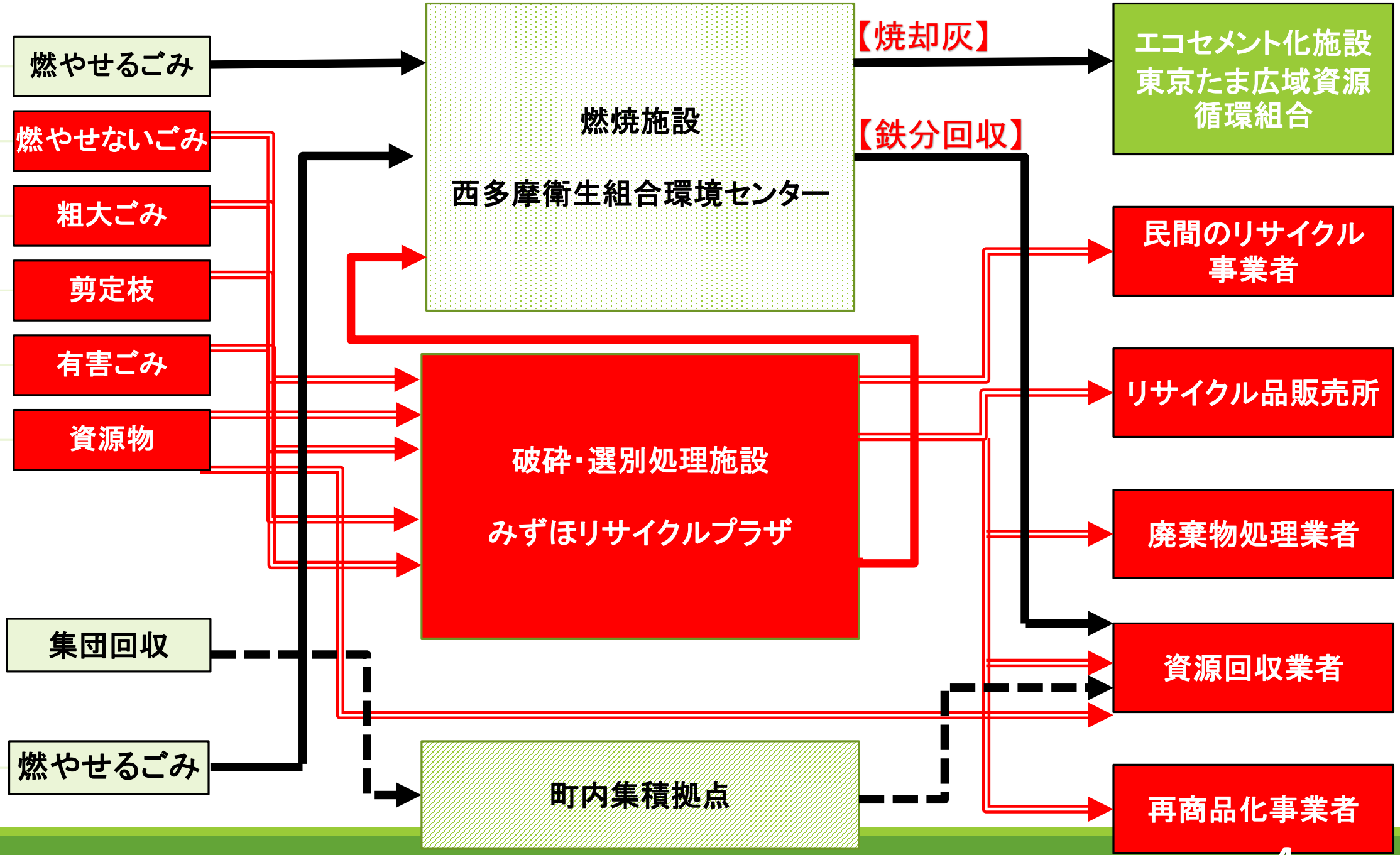
家庭系ごみ

事業系ごみ



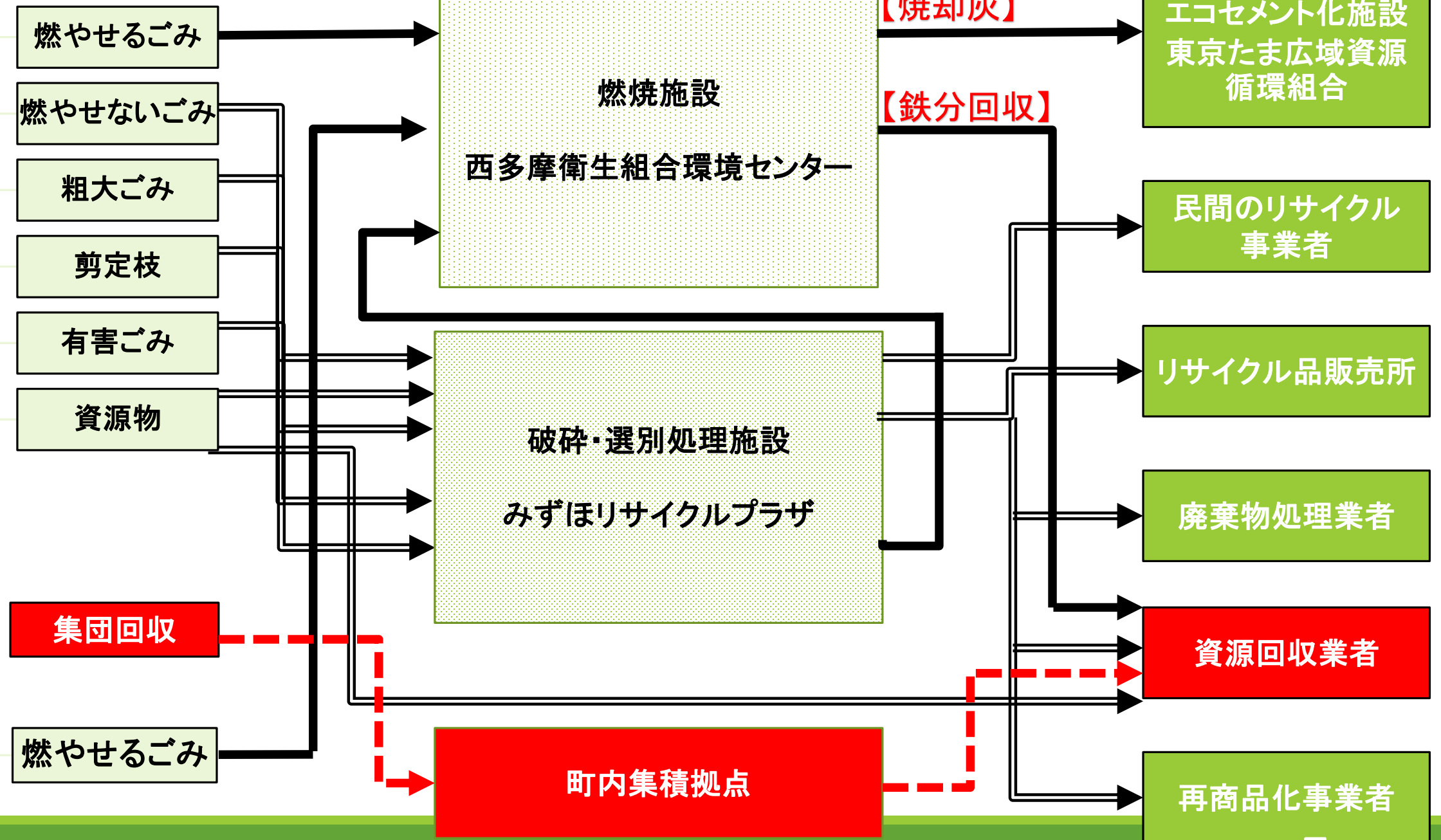
家庭系ごみ

事業系ごみ



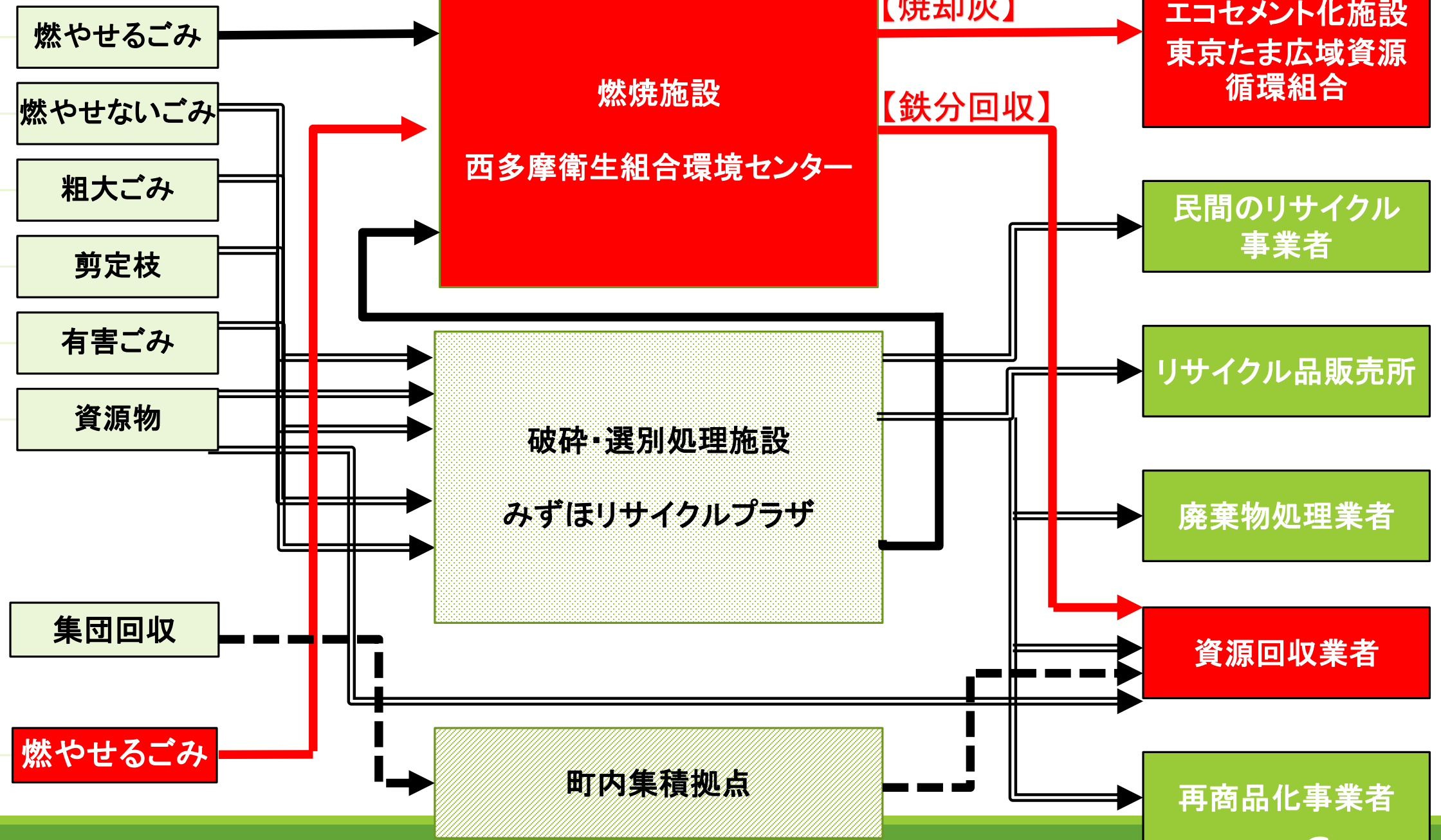
家庭系ごみ

事業系ごみ



家庭系ごみ

事業系ごみ



令和4年度のごみ処理状況について

ごみ収集内訳【資料用語の確認】

区 分	収集方法	令和4年度		令和3年度		前年度比 (t)
		収集量 (t)	構成比 (%)	収集量 (t)	構成比 (%)	
可燃ごみ	委託収集	5,333	50.3	5,413	50.0	△80
	持込	2,184	20.6	2,190	20.2	△6
	小計	7,517	70.9	7,603	70.2	△86
不燃ごみ	委託収集	322	3.1	352	3.3	△30
粗大ごみ	直営収集	79	0.7	90	0.8	△11
	持込	353	3.3	355	3.3	△2
	小計	432	4.0	445	4.1	△13
資源ごみ	委託収集	2,316	21.9	2,407	22.3	△91
有害ごみ	委託収集	14	0.1	15	0.1	△1
合 計		10,601	100.0	10,822	100.0	△221

【委託収集】・・・委託業者による家庭ごみの収集。
住民の家庭から出る可燃ごみ。

【持込】・・・事業系ごみの西多摩衛生組合への搬入。

【粗大ごみ】・・・【直接収集】住民宅からの粗大ごみの収集。

【持込】住民によるリサイクルプラザへの搬入。
粗大ごみの処分方法は2パターンあります。

令和4年度ごみの総量は10,601t

前年度より221tの減量

ごみ処理内訳

区 分		令和4年度		令和3年度	
		処理量 (t)	構成比 (%)	処理量 (t)	構成比 (%)
焼却	(西多摩衛生組合)	8,179	77.2	8,316	76.9
埋立	(不燃物最終処分場)	0	0.0	0	0.0
再生利用	(有害ごみ)	14	0.1	15	0.1
	(その他)	2,408	22.7	2,491	23.0
合 計		10,601	100.0	10,822	100.0

- ・ごみの処理方法は「**焼却**」「**埋立**」「**再利用**」があります。
- ・平成28年度から民間事業者へ委託し、埋め立てしていたごみの**100%資源化を実現**。**埋め立て0**は今も継続中。

資源物回収団体奨励金事業

区 分	単 位	令和4年度	令和3年度	備 考
団 体 数	団 体	28	30	子ども会9・町内会19
回 収 回 数	回	113	104	延べ回数
回 収 量	kg	174,203.0	174,901.0	新聞紙・雑誌・ダンボール・アルミ缶
奨 励 金 額	円	1,742,030	1,749,010	10円/kg
逆有償補填金額	円	0	0	

※ 備考は令和4年度の内容を表します。

- ・「町内会」と「子ども会」による廃品回収。
- ・新聞紙、雑誌、ダンボール、アルミ缶が対象で10円/kgの奨励金を交付。

ごみ資源化状況

区 分			単 位	令和4年度	令和3年度	備 考
ごみ資源化	ごみ量		t	10,601	10,822	町収集ごみ
	資源化量		t	3,143	3,230	
	資源化率		%	29.6	29.8	
総資源化	総ごみ量		t	10,775	10,997	ごみ資源化量に集団回収分を加えたもの
	総資源化量		t	3,317	3,405	
	総資源化率		%	30.8	31.0	

・委託収集の資源化

(資源とはごみを原料や燃料等として再利用すること)

・資源化率 **29.6%**

・総資源化率 **30.8%**(総資源化率は委託収集＋資源物回収団体奨励金分)

令和4年度の西多摩衛生組合へのごみ搬入量

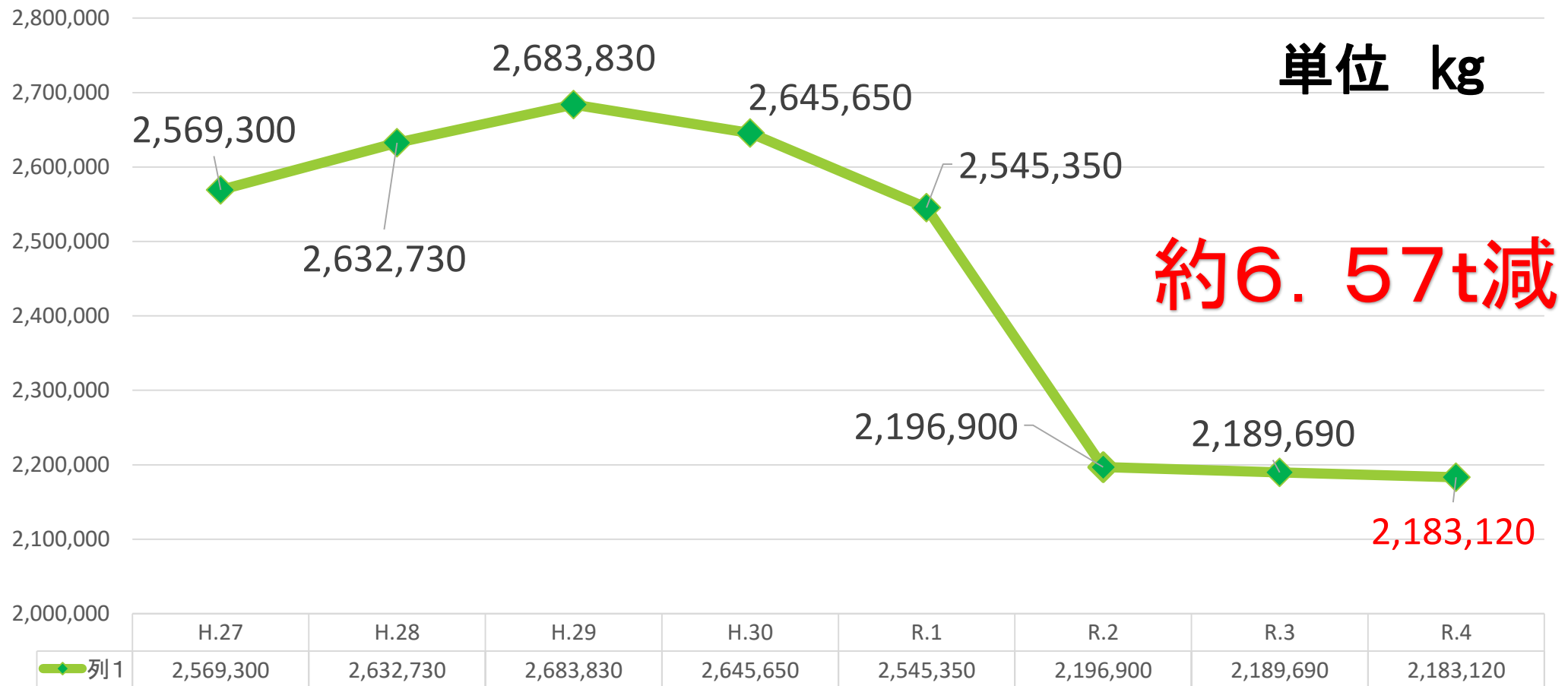
			瑞穂町		
			2022年度	2021年度	比較 %
合計	家庭系		5,995.30	6,126.24	-2.1
	内訳	一般ごみ	5,332.64	5,412.74	
		選別可燃ごみ	662.66	713.50	
	事業系		2,183.12	2,189.69	-0.3
	計		8,178.42	8,315.93	-1.7

- ・家庭系ごみ・・・約131t減量
- ・事業系ごみ・・・約6,57t減量
- ・家庭系ごみ・事業系ごみ両方とも減少しました。

事業系一般廃棄物の減量及び 分別促進に係る取り組みについて

西多摩衛生組合へ搬入された 事業系一般廃棄物について

事業系一般廃棄物焼却処理量



令和4年度に西多摩衛生組合へ搬入され、焼却処理された事業系一般廃棄物は、約**2,183t**でした。令和3年度と比較し、約**6.57**減(0.3%減)となっています。コロナ禍が収束しつつあることにより、経済活動が徐々に再開されてきたため、減少率は低くなっています。全体としては僅かな減量の結果となりました。

令和4年度減量対策実施報告 について

令和4年度減量対策実施報告について

町では、平成29年度から、焼却処理をしている事業系一般廃棄物減量の具体的な取組を始めています。

事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者に、各排出事業者の西多摩衛生組合環境センターへの搬入量を毎月報告するよう依頼し、不透明であった個々の排出量の調査を継続し、廃棄物量の推移を確認し減量対策に役立てています。

令和4年度減量対策実施報告について

令和4年度も、昨年度より引き続き西多摩衛生組合環境センターでの搬入物の**展開検査**を、感染予防対策に注意しながら実施し、計4件の事業所の展開検査を行いました。また、昨年度に引き続き、多量排出事業者を4社訪問し、**保管庫の立入調査、分別の徹底指導、減量指導、資源化協力依頼**を行いました。

展開検査実施日

令和5年2月21日(火)4件実施

立入調査実施日

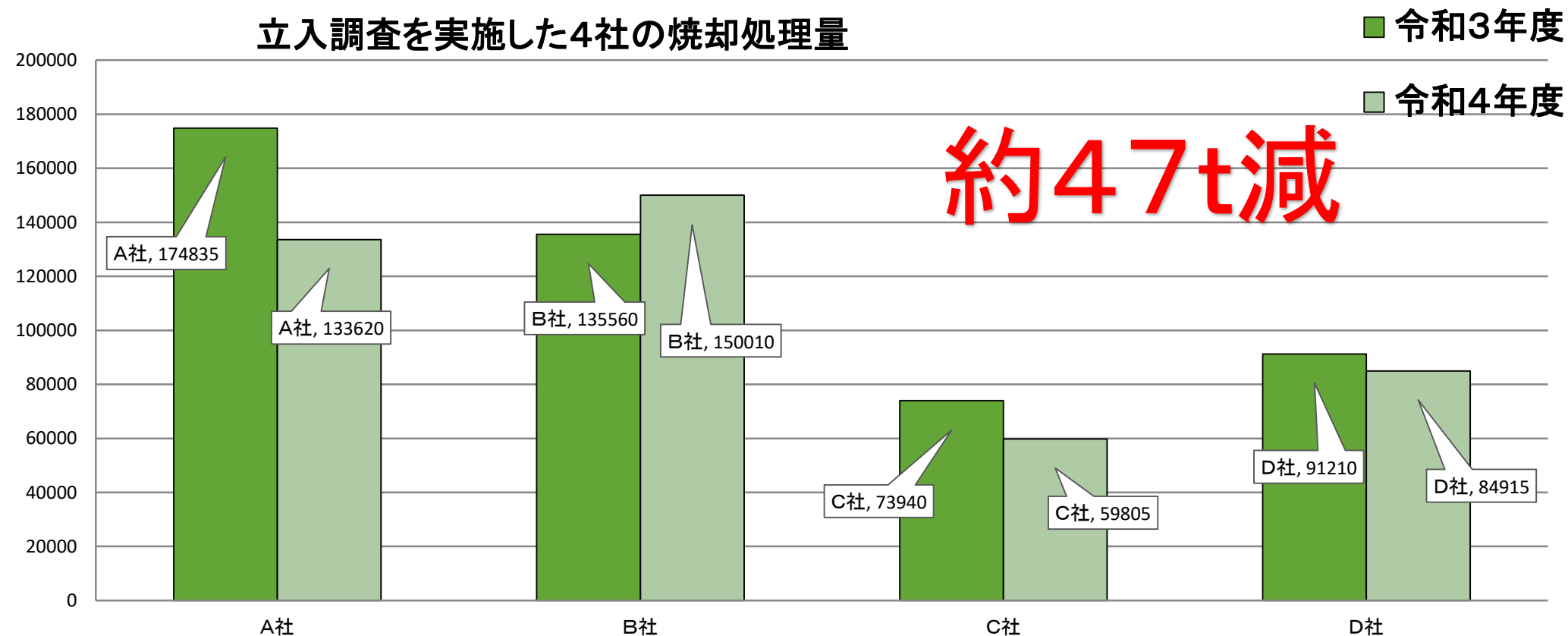
令和4年10月25日(火)/令和4年11月28日(月)

令和4年12月21日(水)

令和5年1月30日(月)

立入調査の効果

立入調査を実施した4社の焼却処理量



	A社	B社	C社	D社	合計
令和3年度	174, 835kg	135, 560kg	73, 940kg	91, 210kg	475, 545kg
令和4年度	133, 620kg	150, 010kg	59, 805kg	84, 915kg	428, 350kg
前年度比	－41, 215kg (－24%)	＋14, 450kg (＋11%)	－14, 135kg (－19%)	－6, 295kg (－7%)	－47, 195kg (－10%)

令和4年度に立入調査を実施した4社について、西多摩衛生組合で焼却処理された事業系一般廃棄物は、約**428t**であり、昨年度比約**47t減**(約**10%減**)となりました。各事業者の減量推移はグラフのとおりです。

プラスチック資源循環促進法に 伴うごみの分別事典の改訂に ついて

1. 背景

(プラスチック資源循環促進法とは)

- ・令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行
- ・プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品も再商品化できる仕組みを創設

企業

- コンビニ等で、木製スプーンや紙ストローを提供
- テイクアウトの飲み物蓋をストローが不要な仕様に変更
- 宿泊施設で、アメニティを部屋に置くのではなく、アメニティコーナーを設置し、必要な分だけ取る

消費者

- マイボトルを持ち歩く

自治体

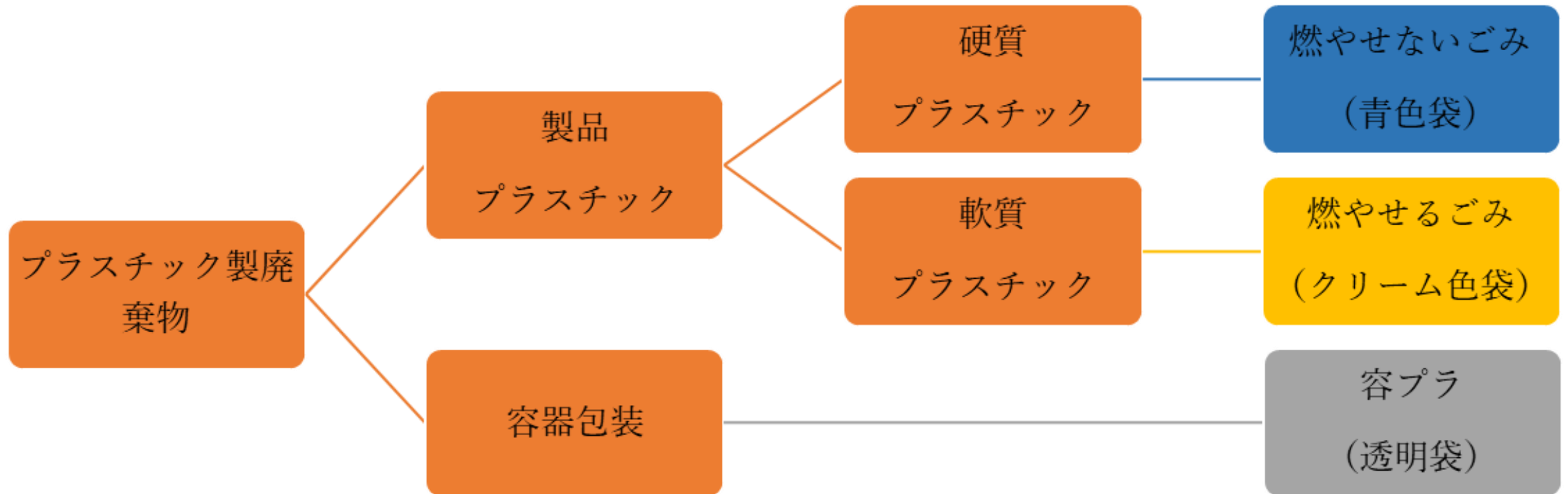
- 容プラ以外のプラスチックの分別収集

2. 町の現状・課題

現状

- ★プラスチック製容器包装については、既に分別収集を実施しています。
- ★プラスチック使用製品廃棄物については、軟質プラと硬質プラに分類され、それぞれ収集方法が異なります。軟質プラは、燃やせるごみとして、指定収集袋で収集しています。硬質プラは、燃やせないごみとして、指定収集袋で収集しています。

- ★プラスチック製容器包装については、既に分別収集を実施しています。
- ★プラスチック使用製品廃棄物については、軟質プラと硬質プラに分類され、それぞれ収集方法が異なります。軟質プラは、燃やせるごみとして、指定収集袋で収集しています。硬質プラは、燃やせないごみとして、指定収集袋で収集しています。



課題

～町の課題～

国の指針に則り、製品プラスチックの分別収集及びリサイクルを推進するため、住民にわかりやすい分別事典及びカレンダーの改訂が必要になります。

～具体的な対応～

ごみの分別事典及びごみ資源物収集カレンダーを分かりやすく変更する

4. 分別事典の改訂について (平成28年3月改訂以来、約8年ぶりの改訂)

- ★今まで「燃やせるごみ」として案内していた一部のプラスチック製品を、リサイクルできるように検討し、循環型社会の形成を推進します。
- ★生活スタイルの変化による、新たな製品の流通に対応できるよう、品目を追加します。(ex.加熱式電子タバコ、タブレット、ファン付き作業着、モバイルバッテリー等)
- ★分別事典の表紙に「みずほまる」を採用し、リニューアル。
- ★分別事典の配布時期に関しては、令和5年度末に「ごみ資源物収集カレンダー」と一緒に全戸配布を予定。

小平・村山・大和衛生組合の 広域支援の状況について (令和5年度)

広域支援とは

・ごみ処理については、自分の自治体で出たごみは自分たちの自区内で処理することが基本となっている。

つまり、小平市・東大和市・武蔵村山市は、一部組合を作り、そこで共同処理している。

・小平・村山・大和衛生組合が既存ごみ焼却施設の一部を解体し、新しいごみ焼却施設を建設しているため、可燃ごみの一部を処理できないことから、代わりに西多摩衛生組合で処理している

令和5年4月1日～令和6年3月31日 3,000t/年間

1. 搬入実績量及び今後の搬入予定量について

搬入日	予定日数	搬入予定量 t (搬入台数)	搬入日数	搬入実績量 t (搬入台数)	差：実績量-予定量 t (比較%)
4月	16	895.00 (447)	16	783.31 (345)	△ 111.69 (△ 12.48)
※ 5月	8	505.00 (252)	9	473.22 (191)	△ 31.78 (△ 6.29)
6月	0	0.00 (0)		()	0.00 (0.00)
※ 7月	2	115.00 (58)	3	100.20 (42)	△ 14.80 (△ 12.87)
8月	0	0.00 (0)		()	0.00 (0.00)
9月	6	343.00 (172)	6	288.53 (125)	△ 54.47 (△ 15.88)
10月	0	0.00 (0)		()	0.00 (0.00)
11月	6	317.00 (159)	火・木		△ 317.00 (△ 100.00)
12月	12	671.00 (335)	月・火・木・金		△ 671.00 (△ 100.00)
1月	2	154.00 (77)	月・金		△ 154.00 (△ 100.00)
2月	0	0.00 (0)		()	0.00 (0.00)
3月	0	0.00 (0)		()	0.00 (0.00)
合 計	52	3,000.00 (1,500)	34	1,645.26 (703)	△ 1,354.74 (△ 45.16)

2. 西多摩衛生組合の状況確認について

- ★搬入車両の経路及び交通渋滞の発生状況等を確認。交通渋滞等の影響はなし。（令和5年9月7日）
- ★ごみ質検査の実施。少量の資源物混入が確認されましたが、缶、ビン、金属類等の不燃物は確認されず、ほぼ厨芥類等の可燃物であった。（令和5年9月7日）
- ★広域支援開始初日（令和3年4月9日）に、羽村保全協議会会長ならびに瑞穂環問協議会会長・副会長による搬入車両や搬入されるごみの確認。

3. 令和6年度以降について

★令和6年度以降も引き続き広域支援を実施予定
令和6年4月1日～令和7年3月31日 2,800t/年間